高知県公報

発　　行
高　知　県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発 行 日
毎 週 2 回
（火曜日・金曜日）

目　　次

		ページ
規　則		
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則		1
告　示		
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	（税　務　課）	2
○公共測量の実施の通知（７件）	（用地対策課）	2
○道路の供用開始	（道　路　課）	2
公　告		
○都市計画の変更の図書の縦覧	（都市計画課）	2
落札公告		
○落札者等の公告	（会計管理課）	3
○落札者等の公告	（公営企業局県立病院課）	3

規　　則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第54号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第８条の４を第８条の５とし、第８条の３を第８条の４とし、第８条の２を第８条の３とし、第８条の次に次の１条を加える。

（デジタル政策課員駐在所）

第８条の２　デジタル政策課が所掌する事務の一部を行うため、次の表に掲げる各地域にデジタル政策課員駐在所を置く。

地域名	駐在所位置
安芸地域	安芸市
高幡地域	須崎市

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。

告　　示

高知県告示第642号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の９第３項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　名称及び代表者の氏名
　有限会社丸美屋商店　代表取締役　大野　敬三
2　主たる事務所又は事業所の所在地
　須崎市西崎町６番８号
3　取消し年月日
　令和８年６月30日

高知県告示第643号

高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（３・４級基準点測量、現地測量、路線測量）
2　作業期間
　令和８年７月30日から令和９年１月25日まで
3　作業地域
　吾川郡いの町小川西津賀才

高知県告示第644号

高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（３・４級基準点測量、現地測量、路線測量）
2　作業期間
　令和８年10月６日から同年12月12日まで
3　作業地域
　安芸郡芸西村馬ノ上

高知県告示第645号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（３級基準点測量）
2　作業期間
　令和８年10月８日から令和９年３月25日まで
3　作業地域
　四万十市西土佐津野川及び津賀

高知県告示第646号

高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（基準点測量、現地測量）
2　作業期間
　令和８年10月16日から同年12月25日まで
3　作業地域
　高岡郡日高村下分地区

高知県告示第647号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（基準点測量、現地測量）
2　作業期間
　令和８年10月19日から令和９年３月17日まで
3　作業地域
　安芸郡芸西村西分甲

高知県告示第648号

香美市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（写真地図作成）
2　作業期間
　令和８年９月25日から令和９年２月26日まで
3　作業地域
　香美市全域

高知県告示第649号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（基準点測量、現地測量）
2　作業期間
　令和８年10月13日から令和９年１月17日まで
3　作業地域
　吾川郡仁淀川町谷山

高知県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和８年10月30日から２週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　城川椿原
3　道路の区域

供　用　開　始　区　間	延　　長（メートル）	供用開始年月日
高岡郡檮原町広野1397番１	134	令和８年10月30日

公　　告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　都市計画の種類
　高知広域都市計画の変更について（南国明見産業団地地区計画）

2　縦覧場所
　高知県土木部都市計画課及び南国市役所

落　札　公　告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成７年高知県規則第125号）第８条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和８年10月30日

高知県知事　濵田　省司

1　落札に係る購入物品の名称及び数量
　室戸高等学校外41校で使用する電気　一式
2　契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
　高知県会計管理局会計管理課　高知市丸ノ内一丁目２番20号
3　落札者を決定した日
　令和８年10月７日
4　落札者の氏名及び住所
　サミットエナジー株式会社　東京都千代田区内神田二丁目３番４号
5　落札金額
　262,552,831円
6　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　政令第６条の公告をした日
　令和８年８月28日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成７年高知県企業局管理規程第９号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成７年高知県規則第125号）第８条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和８年10月30日

高知県公営企業局長　中嶋　真琴

1　随意契約に係る購入物品の名称及び数量
　全身用Ｘ線ＣＴ診断装置　一式
2　契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
　高知県公営企業局県立病院課　高知市丸ノ内一丁目７番52号
3　随意契約の相手方を決定した日
　令和８年９月15日
4　随意契約の相手方の氏名及び住所
　株式会社カワニシ松山支店　愛媛県松山市枝松五丁目６番45号
5　随意契約に係る契約金額
　170,500,000円
6　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
7　随意契約によることとした理由
　地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第１項第８号に該当するため